

犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会

第8回会議（平成22年9月16日開催）議事要旨

1 議事概要

【事務局説明】

事務局から平成22年7月に内閣府が行った「犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査」の結果について説明が行われた。

（詳細は別添資料参照）

次に、死因究明に関する平成23年度予算概算要求の概要について説明が行われた。

【討議】

引き続き、委員や事務局から

- ・ 外表検査を超えた検視、死体見分の在り方
- ・ 検案
- ・ 法医解剖の目的、在り方

等について討議が行われた。

委員からは、

- ・ CT検査は有用であるが、限界もあり、それをよくわきまえて活用すべきだ。
- ・ 外国では、CT検査を解剖前検査としてしか利用しない国もある。CT検査のみで死因を判断することは危険なケースが多い。やはり、警察の捜査情報や解剖と組み合わせて総合的に死因を判断する姿勢が必要である。
- ・ 犯罪死の見逃しを防止するためには、法医学的検査（外表検査、CT検査、薬物検査等）による正確な死因の特定と警察に

よる周辺捜査が必要である。

- ・ 法医学的検査を総合的に実施する機関の整備が必要である。
- ・ 予算で簡易薬物検査を拡大したが、あくまで簡易であり、正式な鑑定の拡充も必要である。
- ・ 検案については、検案医のレベル向上のために、日本法医学会が検案医を認定したり、厚生労働省が、死体検案講習会を実施するなどしているが、将来的には、これらを一本化して検案医の資格を認定するような仕組みができれば理想である。
- ・ 検案の費用については、東京では公費負担で遺族負担がないが、他の道府県では、遺族負担になっており、この差を解消することが必要ではないか。
- ・ 現在の行政解剖制度は、監察医のあるところとないところで差が大きすぎるのが問題。全国で同じようなレベルで死因究明が行われることが必要である。
- ・ 法医解剖の目的は、犯罪死の見逃し防止を含むことが重要。現行の行政解剖制度では犯罪死の見逃し防止が目的に含まれず、そこが限界である。
- ・ 犯罪死の見逃し防止のため、解剖の拡充を図るとすれば、司法解剖と行政解剖の線引きをどこにするかが問題。よく議論する必要がある。

等の意見が述べられた。

2 その他

次回会議は、平成22年10月15日（金）開催

（添付資料）

- ・ 「犯罪死の見逃し防止に関する特別世論調査」の概要